

解雇シタル元々、會社對職工ノ關係ニ於テ、終歲ヲ生シタルコト左ノ条
 項ヲ各自承認シ、上全部解決シタルニ付、尚後日未書二通ヲ作り各
 員ノ一通ヲ所持スルモノナリ
 一、會社ハ爭議關係者十三名ノ内六名ヲ新規採用ヲ為ス但レ此
 採用人選ハ會社ニ於テ行フコト
 一、解雇者ノ内新規採用者ヲ除キタル七名ニ對シテハ會社規定ノ
 退職手當金ノ外金三百五十日也ヲ同情金トシテ支給ス
 一、争議費用金百日也ヲ會社ハ支出スルコト
 一、會社ハ其職工ニ對シテ分傷組給付タルノ故ヲ以テ解雇マサルコト
 一、従来ノ日給制度ヲ撤廢シ諸員賃金ヲ定ム出来高拂制ヲ採用ス
 ルコト
 但レ研磨工、雜工ハ常備員ニ別ニ定メ支給スルコトアルヘシ
 一、出勤シタル元仕事ナキヲ休業ニ執キ得サル場合ニハ日給ノ二
 分ノ一途中退場ノ場合ハ其ノ退場時同ニ對シニ一分ノ一ノ手待

工賃ヲ支給ス
 以上ノ場合ニ於ケル日給ト規程ノ一割五分ヲ減シタル新日給
 額ヲ基準トス

昭和六年三月十五日
 以上

東京府北豊島郡南千住町八丁目八十番地
 株式會社南千住製作所
 専務取締役 小島福次郎
 副専務取締役 岡 權藏
 元従業員代表 矢島福次郎